

国政評第87号
平成28年3月31日

気象庁長官 殿

国土交通大臣

平成28年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成28年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 防災気象情報の充実及び利活用の促進

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を充実し、適時、的確にわかりやすく発表するとともに、関係機関との連携を強化し、情報の利活用促進を図る。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルとその初期値の精度の改善を進めるとともに、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、台風中心位置の72時間先の予報誤差（前5年の平均）を、平成27年の244kmから平成32年までに200kmとすること。
- ・ 竜巻発生の予測精度の向上を進めるとともに、竜巻注意情報の対象地域のきめ細かさを表す、竜巻注意情報の発表対象地域数を、平成26年度の60から、平成28年度には141に拡充すること。
- ・ 緊急地震速報の高い精度を、同時に複数の地震が発生した時でも維持するための手法を導入するとともに、緊急地震速報の迅速化を進め、日本海溝沿いで発生し、震度1以上を観測した地震について、緊急地震速報（予報）を発表した場合に震源で地震が発生してから緊急地震速報（予報）の第1報を発表するまでの時間の平均値を、平成22年度～26年度の平均値（28.1秒）から、平成32年度には5秒以上短縮すること。

- ・ 気象庁が常時観測を行う 50 火山（※）のうち、平成 27 年度末時点で噴火警戒レベルが運用されていない 15 火山について、平成 32 年度までに噴火警戒レベルの運用開始を目指すこと。
 - ※ 現在の 47 火山に加え、今後、八甲田山（青森県）、十和田（青森県・秋田県）、弥陀ヶ原（富山県・長野県）の 3 火山を平成 28 年中に追加する予定。なお、一般住民が居住していない硫黄島は噴火警戒レベルの運用は行わない。
- ・ 交通政策審議会気象分科会による提言（平成 27 年 7 月）や、中央防災会議の水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループによる報告（平成 28 年 3 月）において、都道府県、市町村への支援の必要性が示されたことを踏まえ、市町村の「地域防災計画」、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」改正の支援、ホットライン（気象台から自治体への警戒を呼びかける電話連絡）、災害時気象支援資料の提供等を通じた防災気象情報の提供・解説など、平常時及び災害発生時における地方気象台等による地方公共団体の防災対策への支援活動を強化すること。

2. 社会経済活動における気象情報の利用の拡大

民間における気象業務の健全な発達を支援するとともに、様々な産業分野で利用される気象情報を充実させ、気象情報に関する知識の幅広い普及を図ることにより、社会経済活動における気象情報の利用の拡大を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 天気予報の精度向上を進め、翌日の「降水確率」の予報が大きく外れた年間日数を平成 23 年の 26 日から平成 28 年には 23 日に、「最高気温」の予報が大きく外れた年間日数を平成 23 年の 38 日から平成 28 年には 34 日に、「最低気温」の予報が大きく外れた年間日数を平成 23 年の 24 日から平成 28 年には 22 日に減らすこと。
 - (注)「降水確率」は 50%以上外れ。「最高気温」及び「最低気温」は 3℃以上外れ。
- ・ 気象情報や自然現象から住民が自らの判断で状況に応じた的確な行動をとることのできるような風土・文化の醸成を目指し、全国各地の気象台においては、教育機関、防災機関（地方公共団体）、報道機関または専門的知識を有する民間団体への支援・働きかけにより、気象情報に係る普及啓発活動の裾野を拡大すること。

3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ ひまわり 9 号を打上げ、その後、待機運用の開始に向け、軌道上において衛星が設計

どおり機能し、問題なく観測できることを確認するための試験を行うこと。

- 交通政策審議会気象分科会による提言（平成 27 年 7 月）において、積乱雲に伴う局地的な大雨等の監視強化に資する次世代気象レーダーの全国展開に向けた技術開発に取り組む必要性が示されたことを踏まえ、二重偏波レーダーの全国展開に向けた研究・技術開発として、平成 28 年度は、当該レーダーデータから降水強度を推定する技術を開発し、その精度評価を行うこと。

4. 気象業務に関する国際協力の推進

最新の科学技術をもって我が国の影響力を強化し、国際機関での活動を戦略的に進めるとともに、先進国及び途上国それぞれとの戦略的・互恵的な協力関係に基づく国際協力・支援を推進することにより、世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- 気象庁は世界気象機関（WMO）からの要請を受け、「温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）」を運営している。温室効果ガス世界資料センターではデータ提供者からデータを受領し、データベース化し、データ利用者へ提供するとともに、データ提供者へ還元している。データ利用者の利便性向上を図るとともにデータ提供者に対し有益な情報を拡充するため、平成 28 年度は温室効果ガスの変動要因の解析等の参考となる二酸化炭素濃度等の情報を化学輸送モデルの結果を用いて作成し、WDCGG ウェブサイトから提供を開始すること。

（注）「データ提供者」は約 70 か国、約 100 機関、約 330 地点。